

高齢者等への虐待防止のための指針

社会医療法人 誠光会

淡海ふれあい病院 在宅療養支援センター

淡海ふれあい病院訪問看護ステーション

高齢者等への虐待防止のための指針

1) 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

淡海ふれあい病院訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）に規定する、高齢者等への虐待の防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応の為の措置を確実に実施するために本指針を定める。

高齢者虐待のとりえ方

高齢者とは、65歳以上の者と定義する。

〈高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指す）第2条1項〉

高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義する。

2) 虐待の定義

(1) 養護者による高齢者虐待について

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって要介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられている。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が擁護する高齢者に対して行う次の行為とされている。

i. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

ii. 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

iii. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

iv. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

v. 経済的虐待

養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記 i ～ v の行為。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおり。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(高齢者虐待防止法第2条)

3) 虐待防止のための具体的措置

当事業所では、虐待等の発生防止に取り組むにあたって「虐待防止委員会」を設置する。

(1) 構成委員

- ・センター長（委員長）
- ・医療職員
- ・その他、必要に応じ委員長が指名した者

(2) 委員会の開催

- ・定期委員会は、年1回（テレビ電話装置等の活用可能）
- ・事案発生時など、必要な際は委員長が臨時委員会を招集する

(3) 委員会の役割

委員会は、次のような内容について協議する。

- ・虐待の防止のための職員研修の内容等に関する事
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関する事
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事

- ・再発防止策を講じた際に、その結果及び評価に関すること
- (4) 委員会結果は職員へ周知する。
- (5) 職員研修に関する基本的指針
- ・虐待の防止に関する基本的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
 - ・次の内容を盛り込んだ研修とする。
 - ①高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ②高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤発生した場合の改善策
 - ・研修の開催は、年1回以上実施するとともに新規職員の入職時にも行うこととする。
- (6) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合に対応するための以下の基本方針を定める。

・迅速な報告

家庭内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、日頃から早期発見に努める。

虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通法義務を遵守し、ただちに管理者や指定された担当者に報告する。同時に、地域包括支援センターに速やかに通報し、淡海ふれあい病院在宅療養支援センター運営会議にも報告する。

・事実確認の協力

地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する。これには、関係者の面談や証拠の収集などが含まれる。

・被虐待者の保護

虐待が認定された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。

・養護者の支援

虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、適切な支援を検討する。これには、介護疲れ、経済的問題、医療的課題など、虐待の背景にある複数の要因を考慮する。発生した問題の規模に応じては、同一法人内で設置されている虐待防止に係るセクションと協働し対応を行うこととする。

・虐待が職員の場合

虐待と思しき事態が発生し、事実確認を行った職員が虐待の発生の推定と認めた

場合、発生した問題の希望に応じて同一法人内に設置されている虐待防止に係るセッションと協働し対応を行う。また虐待の発生が事実と認められた場合は、速やかに市町村に報告するとともにその要因の除去に努めなければならない。また、役職位の如何にかかわらず厳正に対処する。

・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

担当者は速やかに、市、該当地域の地域包括支援センターに報告する。利用者および職員が安心して相談や報告ができる環境を提供する。報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報保護に配慮しながら適切に管理する。

(7) 成年後見制度の利用支援に関する事項

判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護のため、担当居宅介護支援専門員等や地域包括支援センターと情報共有、連携を図りながら、成年後見制度について利用者や家族に情報提供を行う。

(8) 虐待等の係る苦情解決法に関する事項

利用者及びその家族等からの苦情について、管理者は状況把握を行い、速やかに解決する。ただし、内容については個人情報であるため取り扱いには留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払わなければならない。

(10) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

事業所内で閲覧可能である。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(11) その他虐待の防止の推進のために必要な事項

外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則

本指針は、令和7年4月1日から施行する。